

# 令和5年第11回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年11月20日(月) 午前9時30分～10時20分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1)農業委員(9名)

1番	吉留 義晃	2番	南原 奈美子
3番	赤崎 敬一郎	4番	濱田 誠
5番	前野 浩司	6番	満園 和徳
7番	山内 美千代	8番	山崎 博文
<del>9番</del>		10番	池山 準一

(2)推進委員(22名)

<del>11番</del>		12番	兒玉 伸一郎	13番	野間 菊昭
<del>14番</del>		15番	久保 齒 貴政	16番	水流 新藏
17番	内村 正二	18番	宮田 裕司	19番	竹井 好博
20番	長福 次美	<del>21番</del>		22番	徳留 伸一
23番	東條 好廣	24番	平島 賢一	25番	大野 恵美
26番	堀之内 睦	27番	上屋敷 守	28番	大迫 勝哉
29番	竹之内 重則	30番	山口 治幸	31番	狩宿 悦男
32番	宮脇 純久	33番	肝付 兼久	34番	坂元 智一
35番	村上 一徳				

(3)職員(5名)

事務局長	松山 明浩
主幹兼農地係長	小田 寿幸
農地係主査	堀口 浩二
農地係主事	今村 圭佑
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員(1名)

9番 坂元 兼一

5 会次第

(1)議案第1号	農地法第3条許可(農委)申請について	(4件)
(2)議案第2号	農地法第5条許可申請について	(1件)
(3)議案第3号	農用地利用集積計画について	(33件)

6 その他

事務局長 　　ただ今から令和5年第11回総会を開会いたします。  
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　(あいさつ)

事務局長 　　ありがとうございました。  
それでは、本日の出席人員報告をいたします。  
本日は、9番坂元委員より欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は10名中9名で定足数に達していますので、総会は成立しております。  
また、推進委員25名のうち、11番下田委員、14番池之野委員、21番田上委員から欠席の申し出がありましたので、22名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。  
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　　それでは、審議を開始します。  
本日の議事録署名者の指名をいたします。  
議事録署名者は、1番吉留義晃委員、2番南原奈美子委員をお願いいたします。  
なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いいたします。  
次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
無いようですので、会務報告を終わります。

事務局長 　　それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。本日出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が1件ありますので、その案件を先に審議いたします。  
1ページ、11-4番を議題といたします。  
■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(今村) 　　　　議案第1号「農地法第3条許可申請について」の11-4番について説明  
11-4番  
所在：求名字■■■■番4、畑、農振農用地区域外、1,187㎡、所在：求名字■■■■番5、畑、79㎡、農振農用地区域外、売買による所有権移転  
以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長 　　　　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。11-4番、お願いします

29番委員 　　この場所は、求名の■■■■の裏手にあたります。現在は、すぐまた、その後ろに高規格道路が通っていて、そこに隣接する畑でございます

29 番委員

た。進入路、境界等は、工事関係のお陰で、はっきりしてしまして、何も問題ございませんでした。なお、■■■■さんと■■■■さんの関係は、遠い親戚ということで、■■■■さんにご相談があったと伺っております。以上です。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の11-4番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の11-4番は、許可することに決定いたしました。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、1ページ、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件以外の案件を議題といたします。事務局の議案の説明をお願いします。

事務局  
(今村)

議案第1号「農地法第3条許可申請について」の農業委員、推進委員に関わる議事参与制限以外の案件以外の案件について朗読及び説明

11-1 番

所在：船木字■■■■番、田、農振農用地区域内、861 m<sup>2</sup>、贈与による所有権移転

11-2 番

所在：船木字■■■■番、田、農振農用地区域内、2,088 m<sup>2</sup>、売買による所有権移転

11-3 番

所在：柏原字■■■■番■■■■、畑、農振農用地区域内、227 m<sup>2</sup>、贈与による所有権移転

以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。11-1 番、2 番、お願いします

16 番委員

11-1 番ですが、本件は、渡人が高齢になりまして、かつ、遠方に住んでおられるために、今後のことを考えて行われるものであります。渡人と受人の関係は兄弟であります。これまで、この農地は、渡人の知人が耕作してきておりまして、農地の状況、境界、進入路、用排水等には問題ございません。なお、今後も同じ知人が耕作することが確認されておりまして、農地としての問題もありません。従って、本申請に問題は無いと判断いたします。続きまして、11-2 番です。本件は、渡人及び家族の事情に伴うものであります。個人の情報になりますが、渡人は長期療養中、奥様は施設入所、ご子息は町外在住で就農の意思はないということでありまして、このために資産の整理をする一貫で、これまでの経緯も考慮して受人に売却することになったものであるということでありまして、受人は広域にわたって営農中であり、該当農地の耕作についても問題は無いと判断いたします。なお、これまで該当農地は、渡人の知人が耕作してきておりまして、農地の状況、境界、進入路、用排水等には問題はございません。従って、本申請

- 16 番委員 には問題は無いと判断しました。以上です。
- 議長 11-3 番、お願いします。
- 27 番委員 ■■■さんは、2 回ほど非農地証明願を出されましたが、非農地と判断できませんでした。今回は農地で出されまして、畑には、花と果樹等植えてありました。境界、進入路等は、何ら問題ありませんでした。以上です。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、許可することに決定いたしました。
- 次に、2 ページ、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 11-1 番を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局 (小田) 議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 11-1 番について説明  
所在：紫尾字■■■■番 1、畑、農振農用地区域外、1,076 m<sup>2</sup>のうち 352 m<sup>2</sup>、地種：第 2 種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅・進入路、施設面積：70.22 m<sup>2</sup>、申請地を譲り受け、一般住宅を建築したい。  
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
- 議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。11-1 番、お願いします。
- 28 番委員 渡人の■■■■さんと受人の■■■■さんは親子で、現在、■■■■さんは近くの団地に住まわれておりますが、今回、実家の横の畑に住宅を建築したいということです。14 ページの地図を見ていただくと、■■■■を過ぎましてすぐ左のほうに行く道があるんですが、平川の■■■■のほうに行く道、その入ってすぐ右側の農地です。■■■■さんの自宅が、その隣になっています。畑を分筆して、右側の図面を見ていただきますと、大体中央ぐらいに住宅を建てたいということです。合併浄化槽の上のほうは、3メートル、4メートルぐらいの平らな部分を残して、後は緩やかな傾斜となっています。以前は、この土地は耕作されていなかったように思います。ただ管理は、いつもきれいにされていまして、近所の方が 1 年に 1 度、苗箱を並べるのに借りておられました。境界等は問題無いと思います。排水も町道の側溝に流すということで問題無いと思います。別に問題は無いと考えましたが、審議方、よろしくをお願いします。
- 議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

- 事務局  
(小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明  
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-1番は、許可することに決定いたしました。
- 次に、3ページから4ページ、議案第3号「農用地利用集積計画について」の農用地利用集積計画書、集積計画総括表(所有権の移転)について事務局の説明をお願いします。
- 事務局  
(堀口) 議案第3号「農用地利用集積計画について」の3ページ、農用地利用集積計画書、4ページ、集積計画総括表(所有権の移転)について説明
- 議長 それでは、5ページから6ページ、議案第3号「農用地利用集積計画について」の所有権移転を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局  
(堀口) 議案第3号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の5ページから6ページ、11-1番から6番について朗読及び説明
- 議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の11-1番から6番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の11-1番から6番については、妥当とすることに決定いたします。
- 次に、7ページ、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農用地利用集積計画総括表(中間管理権及び利用権の設定)について事務局の説明をお願いします。
- 事務局  
(堀口) 議案第3号「農用地利用集積計画について」の7ページ、農用地利用集積計画総括表(中間管理権及び利用権の設定)について朗読及び説明
- 議長 それでは、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定を議題といたします。  
本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が5件ありますので、その案件を先に審議いたします。  
まず、9ページから10ページ、11-9番から12番を議題といたします。  
■■■■委員の退室をお願いします。(■■■■委員退室)

議長 事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口) 議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の9ページから10ページ、11-9番から12番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の11-9番から12番について、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の11-9番から12番については、妥当とすることに決定いたします。  
■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、11ページ、11-17番を議題といたします。  
■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口) 議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の11ページ、11-17番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の11-17番について、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の11-17番については、妥当とすることに決定いたします。  
■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の8ページから13ページのうち、農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件以外の案件を議題といたします。  
事務局の議案の説明をお願いします。

事務局  
(堀口) 議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の8ページから13ページのうち、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

議長

次に、「議題」(4) その他ですが、委員の皆様より「議案」はありませんか。

(なしの声あり)

事務局から、議案はありませんか。

(ありません。)

無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、会次第6の「その他」で、委員の皆様より、何かありませんか。

(なしの声あり)

事務局より事務連絡はありませんか。

事務局

(事務局より協議・連絡事項あり)

- ・活動記録の徹底(利用状況確認等)について
- ・転用許可(完成)後のトラブル対応について
- ・農業者年金加入推進候補者の掘り起こしについて
- ・全国農業新聞の購読について
- ・総会等の日程(令和6年1月～3月)について
- ・1月情報交換会について
- ・交通法規等の順守について
- ・農業を考える会の開催について

議長

ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。

無いようですので、以上をもちまして、令和5年第11回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員